

説 明 書

業務名	佐賀駅南ほこみち活用実験運営業務委託
履行期間	契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
契約上限額	16,000千円(消費税及び地方消費税を含む)
仕様書等に対する質問書提出期限	令和6年6月13日（木）17時まで
参加資格確認申請書提出期限	令和6年6月19日（水）17時まで
提案書提出期限	令和6年7月1日（月）正午まで
プレゼンテーション	令和6年7月4日（木）
最優秀提案者の決定	令和6年7月5日（金）

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる書類を提出期限までに提出しなければならない。

- ア 参加資格申請書（様式第2-1号又は2-2号） 1部
- イ 共同事業体協定書（様式第2-3号） 1部 ※共同事業体の場合のみ提出
- ウ 誓約書（様式第3号） 1部
- エ 会社概要（パンフレット等で可） 1部
- オ 実績書（様式第4号）及び添付資料 1部

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送（必着）による。

注）提出を郵送とする場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和6年6月13日（木）17時までに電子メール又はファックスにより提出すること。

(2) 質問に対する回答は、令和6年6月18日（火）までに質問者に対し、電子メール又はファックスにより回答する。なお、必要に応じて、佐賀県庁ホームページに回答内容を記載する。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

- ア 提案書（表紙）（様式第4号） … 5部
- イ 提案書（任意様式） … 5部
- ウ 見積書（任意様式） … 5部

(2) 提出期限

令和6年7月1日（月）正午まで

※期限を過ぎて提出された書類は受理しない。

(3) 提案書作成にあたっての注意事項

提案書はA4版又はA3版とすること。提案書の内容は以下に示すア～オの事項を全て満たすこととし、委託仕様書を踏まえて記載するとともに、記載内容に不備が無いように十分留意すること。

【提案書の記載内容】

ア 主な業務実績に関する内容の説明

業務実績書（様式第4号）に記載した業務（国、県又は市町が所有する公共空間におけるイベント運営又は管理業務の実績）の中で、主なものについて内容の説明を行うこと。説明の中で、公共空間の管理者や関係機関との協議に関する業務経験及び協議を円滑に進めるための工夫・ノウハウに触れているものについて優位に評価する。

イ 本業務の実施方針

委託仕様書に記載する業務趣旨を踏まえ、本業務を実施するにあたって受注者としての考え方や、自社の強みを活かした工夫・提案等、本業務において社会実験の運営を行う上での実施方針を提案し、説明すること。また、実施方針について、相談窓口の運営方法を明確に示している提案書を優位に評価する。

ウ 受注者が実施するトライアル活用の企画概要

委託仕様書5-(1)-(ア)「受注者主催によるトライアル活用の実施」の5日間以上のうちの1つについて、企画概要（トライアル活用の内容や実施イメージ）を提案すること。提案の際には企画概要に加え、その企画を提案する理由（企画の背景や狙い）について合わせて説明を行うこととします。

なお、トライアル活用の内容については、仕様書別添「【参考資料】将来的な道路空間の活用イメージ等」を踏まえ、提案すること。

エ 業務実施体制

業務実施体制図、責任者（プロフィール及び業務実績を記載）、担当者、外部の協力事業者など、今回の業務を実施する体制について、業務内容ごとの役割分担がわかるように記載すること。

オ 業務スケジュール

本業務について、令和6年7月から令和7年3月までの実施スケジュールを記載すること。

※上記ア～オに記載するもののほか、提案したい内容があれば記載して構わない。

- (4) 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。
- (5) 提出後の書類の変更、差し替え等は認めない。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 提出は持参又は郵送（必着）とする。なお、提出を郵送とする場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (8) 提案書に記載した内容は原則として全て履行しなければならない。

4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出書類のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (2) 1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出書類を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とするものとし、それでもなお最優秀提案者が選定されない場合は、審査委員の協議のうえ、審査委員長が最優秀提案者を選定する。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得た者のうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から10日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命

令者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

(4) 本プロポーザルの質問は、10の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

8 契約事項

(1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。

(2) 契約保証金 公示に定めるとおり

(3) 支払方法 完了払

9 添付書類

(1) 公示

(2) 説明書

(3) 仕様書

(4) 評価基準（別紙）

(5) （様式第1号）仕様書等に対する質問書

(6) （様式第2-1号）参加資格確認申請書（単独事業者用）

(7) （様式第2-2号）参加資格確認申請書（共同事業体用）

(8) （様式第2-3号）共同事業体協定書

(9) （様式第3号）誓約書

(10) （様式第4号）実績書

(11) （様式第6号）提案書（表紙）

10 問い合わせ先

担当課 佐賀県県土整備部まちづくり課街路・まちづくり担当

郵便番号 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話 0952-25-7159

ファックス番号 0952-25-7314

電子メールアドレス machizukuri@pref.saga.lg.jp